

掖大老総第 2 号
令和 4 年 7 月 20 日

職員各位

施設長 池原 照幸

令和 3 年度介護職員処遇改善及び介護職員等の特定処遇改善について

令和 3 年度の介護職員処遇改善及び介護職員等特定処遇改善の実施報告は以下の通りです。

I 介護職員処遇改善実施報告について

1 介護職員処遇改善加算による収入金額について

介護職員処遇改善加算（I）による令和 3 年度の収入額（年間）実績

令和 3 年 4 月～令和 4 年 3 月分介護報酬実績

15,122,209 円 A

2 処遇改善内容について

（1）夜勤手当の改善額

平成 21 年 4 月より夜勤 1 回につき 6,000 円から 8,000 円に改定したことによる処遇改善額は、夜勤 1 回につき増額 2,000 円となり、継続実施しています。

令和 3 年 6 月～令和 4 年 5 月の改善額（年間）実績

2,924,000 円 a

（2）役職手当の支給及び昇給

介護職員の地位の向上を目指して、介護部長 1 名、介護士長 1 名、主任 3 名、副主任 2 名を配置しており、役職手当のほか昇給も行っています。

2,316,820 円 b

（3）処遇改善手当の支給

処遇改善手当として、介護職員（パート職員を含む）に毎月 19,000 円を支給（パートは常勤換算により計算）しています。

8,519,600 円 c

（4）年間改善額

a+b+c を合算して算出しました。

2,924,000 円 + 2,316,820 円 + 8,519,600 円

13,760,420 円 d

これに関わる法定福利費（人件費の13%）

13,760,420 円×13.0%

1,788,854 円 e

(※) 当施設の法定福利費には、社会保険料、雇用保険料、労働保険料、児童手当の施設負担分を含みます

令和3年度の処遇改善額の合計は、d+eとなり

13,760,420 円+1,788,854 円として算出しました。

15,549,274 円 B

(5) 結論

処遇改善額（15,549,274 円 B）は国保連より支払われる処遇改善加算額（15,122,209 円 A）を上まわりました。

II 介護職員等特定処遇改善計画について

(1) 介護職員等特定処遇改善加算（I）による令和3年度の収入額（年間）

令和3年4月～令和4年3月介護報酬実績

8,066,128 円 C

(2) 特定処遇改善手当の支給対象

①経験・技能のある介護職員（対象職員 22人）

令和3年3月現在、介護福祉士の資格を持った職員で、当施設での介護業務の実績が10年以上ある者、または当施設以外での介護業務実績を併せて10年以上ある者。ただし、当施設以外の介護業務については所定の在職証明書が必要。

②他の介護職員（対象職員 19人）

当施設に勤務する介護士（パート職員を含む）

③その他の職員（対象職員 15人）

当施設に勤務する介護士以外の職員で令和3年所得の見込みが440万円以下の者（嘱託職員を含まない）

(3) 特定処遇改善手当の支給額

以下の①～③の職員に支給する1ヵ月当たりの支給額（1人あたり）

①経験・技能のある介護職員	20,000 円（1年 240,000 円）
②他の介護職員	10,000 円（1年 120,000 円）
③その他職員	5,000 円（1年 60,000 円）

(5) 特定処遇改善加算の支給額

特定処遇改善加算の支給見込み額 (1年間)

①経験・技能のある介護職員	4,780,000 円
②他の介護職員	1,880,000 円
③その他職員	785,000 円
④合計支給額	7,445,000 円
⑤これに関わる法定福利費 (13%)	967,850 円

④+⑤ 特定処遇改善費の支給総額 8,412,850 円 D

(6) まとめ

特定処遇改善費の支給総額 (8,412,850 円 D) は、国保連からの支払われる特定処遇改善加算額 (8,068,644 円 C) を上回る支給となります。